

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
学校法人女子美術大学一般事業主行動計画

本学園は、教職員が仕事と子育てや介護等の両立など、ワークライフバランスのとれた働きやすい環境を整備すること、及び性別にかかわらず、教職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して、安心して働くことのできる環境を整備することを目的として、次世代育成支援対策推進法、及び女性活躍推進法に基づき、以下の通り行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

2025年4月1日～2026年3月31日（1年間）

※女性活躍推進法の期限までの期間とする。

## 2. 計画内容

目標1（次世代育成支援対策推進法） 育児休業等制度の利用促進を図る。

数値目標：男性の育児休業取得率を10%以上とする。

対策

- ・周知方法や周知頻度の見直しにより利用を促進する。
- ・相談員の増員などにより相談窓口体制を強化する。

目標2（女性活躍推進法） 性別等による差別やハラスメントが生じない職場環境を整備する。

数値目標：性別等によるハラスメント事案ゼロを維持する。

対策

- ・採用計画、採用選考、人事評価、配置や昇任等において、性別を理由とした不当な取り扱いを行わない。
- ・ハラスメント研修などを通して、具体的な事例の学習や潜在リスクを共有するなど、教職員の啓発を行う。

目標3（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法） 教職員の所定外労働時間を削減する。

数値目標：所定外労働時間を計画期間始期の属する年度の前年度実績比で10%削減する。

対策

- ・業務のマニュアル化等により効率化や平準化を推進する。
- ・業務の複数担当制や部署間協力体制を強化する。

以上